

花きの振興に関する法律

目的

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

産業と文化の両面からの花きの振興を、法律の目的としています。

定義

第二条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

「花き」とは、具体的には切り花（ヤシの葉等切り葉、サクラやサカキ等切り枝を含む）、鉢もの（洋ラン類、観葉植物、盆栽等）、花木類（ツツジ等庭木に使われる木本性植物で緑化木を含む）、球根類（食用に供されるものを除く）、花壇用苗もの（パンジー、ペチュニア等）、芝類（造園用等養成されているもの）、地被植物類（ササ、ツタ、ジャノヒゲ等の地面や壁面の被覆に供するもの）のことを言います。



国産花きの生産・供給対策

【654（500）百万円】

対策のポイント

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、生産・供給体制強化と需要拡大に向けた取組を進めるほか、オリンピック・パラリンピック東京大会で花きの供給体制をつくり、国内外へ国産花きをアピールします。

<背景／課題>

- ・我が国の花きは、国際園芸博覧会の品種コンテストで最高得点を獲得するなど世界的に高い評価を得ており、輸出額は増加傾向にある一方、国内では安価な輸入切り花が増加しており、花き振興を図る上で国産シェアの奪還と輸出の拡大は重要な課題です。
- ・平成26年6月に制定された「花きの振興に関する法律」の理念に即し、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組を推進することが必要です。
- ・また、真夏に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会において、勝利の花束いわゆる‘ビクトリーブーケ’や空港などの公共スペース、競技会場等で装飾に使用する花きが不足しないよう、国産花きを安定的に生産・供給する体制の整備が必要です。
- ・さらに、国産花きの輸出拡大を図るため、平成28年4月から開催されるトルコのアンタルヤ国際園芸博覧会に出展し、国産花きをアピールしていく必要があります。

政策目標

- 国産花きの産出額の拡大
(3,761億円（平成24年）→ 5,000億円（平成32年）)
- 花き輸出額の増大
(96億円（平成25年）→ 150億円（平成32年）)

<主な内容>

1. 国産花きイノベーション推進事業

532（500）百万円

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、①日持ち性の向上、コールドチェーンの確立、花束等の加工技術の向上等の生産・供給体制の強化、新需要の創出に向けた取組に加え、②真夏に開催される平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会において、勝利の花束いわゆる‘ビクトリーブーケ’や会場内外で装飾される国産花きを安定的に生産・供給する体制整備に向けた取組等を支援します。

補助率：定額、1/2

事業実施主体：協議会、民間団体等

2. トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業【新規】 121（一）百万円

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会開催の前年度である平成27年度から出展事業計画の検討・作成、出展ブースの設計・施工、出展植物の調査・調達等を行います。

委託費
委託先：民間団体等

(関連対策)

国産花きのシェア奪還・輸出拡大を支える研究開発（委託プロジェクト研究）【新規】

110（一）百万円

花きの国際競争力の強化に向け、①良日持ち性、病害抵抗性等民間企業の育種を支援する基盤的形質を有する系統、②日持ち性向上のための鮮度保持剤、梱包資材等、③栽培施設の環境制御を低コスト化するための技術の開発・改良を行います。

委託費
委託先：民間団体等

お問い合わせ先：

生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（03-6738-6162）

関連対策

技術会議事務局研究統括官（食料戦略、除染）（03-3502-2549）